

(表)	
5.4センチメートル	5.4センチメートル
5.4センチメートル	8.6センチメートル
第号	年 月 日 発行
官 職	年 月 日 氏 名
海上運送法第二十五条第二項の規定による検査員の証	
写 真	年 月 日 限有効
国土交通大臣	地方運輸局長
運輸監理部長	印

(裏)

(海上運送法抜粋)

第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業、人の運送をする不定期航路事業又は第二十九条の二第一項の規定による届出に係る行為を行う船舶運航事業者が当該行為に係る航路において営む不定期航路事業に使用する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類その他の物件に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

二十二 第二十五条第一項(第四十二条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。